公害·環境特別委員会 連載

# カーボン・クレジット 大づかみ

## 第3回 J-クレジット制度概要

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 西澤 知香 (75期)

本連載は、気候変動が科学的にみて危機的な状況にある中、企業がカーボンニュートラルを達成するための手法の一つであるカーボン・クレジットを概観し、その全体像を大づかみすることを目的としている。本稿では、第2回で触れたJ-クレジット制度について取り上げ、具体的な内容を紹介する。

## 1 J- クレジット制度概要

#### (1) J- クレジット制度について

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理等による温室効果ガスの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。経済産業省が運営していた国内クレジット制度と環境省が運営していたJ-VER制度を一本化して2013年より開始されたもので、現在は経済産業省、環境省及び農林水産省の3省により運営されている。実際の排出削減・吸収活動に関する取組みの成果をクレジットとして売買することで、これらの活動を資金面で支援し、省エネ・低炭素投資を社会全体で推進することを目的としている。また、取引を通じて資金が循環されることにより、環境と経済の好循環が生まれることが期待されている。

#### (2) J- クレジットでできること

クレジット創出者にとってはランニングコストの低減、クレジットの売却益、また地球温暖化対策の積極的な取組みに対するPR効果が期待でき、クレジット購入者にとっては温対法や省エネ法における報告、CDP(投資家向けに企業の環境情報を提供することを目的とした国際的なNGO)における再エネ調達量の報告等に利用できる点がメリットである。

#### 2 参加方法

参加事業者の制限はなく、大企業・中小企業・地方 自治体・地域コミュニティなど多様な事業者がすでに登 録している。 さまざまな温室効果ガス排出削減・吸収 活動が対象とされており、事業だけでなく設備の導入も 含まれる。実施済のものでも申請日から遡って2年前以降に稼働していれば申請できるほか、他の補助金(一部を除く)を受けていても対象となる。なお、本制度が存在しなければ追加的な排出削減・吸収ができないプロジェクトであること(追加性の要件)が必要とされている。また、削減・吸収する技術ごとに算定方法やモニタリング方法等を規定した「方法論」が定められており

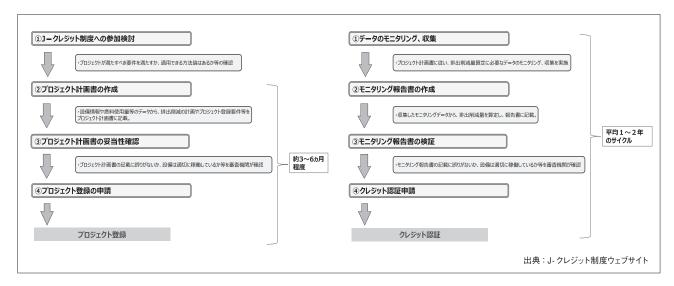
リング方法等を規定した「方法論」が定められており(2023年3月時点で69の方法論が承認済)、いずれかが適用されることが登録の要件となっている。省エネルギー、再生可能エネルギー、工業プロセス、農業、廃棄物、森林の6つに分類される。

<b>分類</b> 方法論名称	
ボイラーの導入 ヒートボンブの導入 空調設備の導入 ボンブ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台照明設備の導入 コージェネレーションの導入 変圧器の更新 外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給へ 未利用廃熱の発電利用 未利用廃熱の熱源利用 電気自動車又はブラゲインハイブリッド自動車の導入 ITを活用したがガスの配送効率化 ITを活用したがガスの配送効率化 ITを活用したが対スの配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを活用したが対象の配送効率化 ITを対象の事 に対象が対象が対象が対象を表して、 ITを対象の事 に対象が対象が対象が表して、 ITを対象の事 に対象が対象が表して、 ITを対象の事 に対象が対象が表して、 ITを対象の事 に対象が表して、 ITを対象が表し、 ITを対象が表	

出典: J-クレジット制度ウェブサイト(方法論を一部抜粋) credit\_001.pdf (japancredit.go.jp)

#### 3 申請手続

クレジットの発行までには、プロジェクトの登録とクレジットの認証という2段階を経る必要がある。前者は全体の概要図や運営管理体制などを記載した「プロジェクト計画書」を作成の上、妥当性確認を受ける手続であり、後者はプロジェクト登録後、削減・吸収量を算定するための計測を行った上で、「モニタリング報告書」を作成・提出し、認証を受ける手続である。これらの書類作成や審査費用については支援制度が用意されており、参加を検討する事業者はJ-クレジット制度事務局(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)に相談することが推奨される。



#### 4 登録・認証

温室効果ガス排出削減・吸収活動の登録はプロジェクト単位で行われ、1つの工場や事業所における活動を1つのプロジェクトとして登録する「通常型」と、各家庭の屋根に太陽光発電設備を導入するなど複数の活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録する「プログラム型」とに分かれるが、いずれも「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」(仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定される排出量であり、プロジェクト実施前に計測した排出量とは異なる)の差分がクレジットとして認証される。もっとも、実際の削減・吸収分を超えて算定されたり、ダブルカウントがあれば制度趣旨が没却されるため、厳格な審査が行われ、クレジットの正当性が確保されている。(上図参照)

#### 5 クレジット売買方法

クレジットは1トン単位で固有のシリアル番号が付番され取引される。また、専用のJ-クレジット登録簿システムで管理され、登録簿における記録が移転のための効力発生要件となる。相対取引と入札販売の二つの売買方法があり、相対取引は企業間での直接取引、J-クレジット・プロバイダーによる仲介、あるいは制度ウェブサイトを利用して行われる。入札販売は「売り出しクレジット一覧」に掲載後6か月以上売却されない場合のみ対象となる。平均落札価格は省エネクレジットが1500円前後/1トンで推移しているところ、再エネ発電クレジットの価格が2021年以降急激に上昇したのはRE100等の国際イニシアティブに参加する事業者が再エネ電力の調達手段として活用し、需要が高まっていることが要因と考えられている。なお、2023年2月に閣議決定

された GX 実現に向けた基本方針に従い、カーボン・クレジット市場が 2023年10月11日に開設された。取引所を介せば時間短縮や契約手続の簡素化が図られる。また、相対取引では把握されにくい取引価格等に関する情報が出回るため、価格のイメージがつきやすくなり新規参入の増加も期待される。仕組みは株式市場と大きく変わらず市場参加者が売買注文を行い、価格の希望が合えば取引が成立し、クレジットは登録簿上移転し、資金は銀行口座を介して決済される。

### 6 クレジットの使い方

クレジットを使用するにはJ-クレジット登録簿システムにおいて活用目的を指定した上で無効化\*1する必要がある。口座を保有していない場合はJ-クレジット・プロバイダーや他の口座保有者に代理無効化を依頼できる。

#### 7 次回の予定

次回は、J-クレジット制度の活用事例について取り上げる。

#### 参考資料

- J- クレジット制度 | J- クレジット制度とは温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。(japancredit.go.jp)
- J-クレジット制度 実施要綱 Ver.6.1 01\_youkou\_v6.1.pdf (japancredit.go.jp)
- •みずほリサーチ&テクノロジーズ: J-クレジット制度の概要、 活用・価格の動向と展望 (mizuho-rt.co.jp)
- ・制度概要 | 日本取引所グループ (jpx.co.jp)
- J- クレジット登録簿システム (j-creditregistry.go.jp)
- オフセット取組紹介 | カーボンオフセットフォーラム (japancredit.go.jp)

<sup>\*1:</sup> クレジットを使用済みとする手続きのこと。証跡として無効化通知書が発行される。